

奈良市公報

第 2 5 6 号

平成22年 5 月 1 日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第24号

奈良市宅地造成事業の設置等に関する条例を廃止する条例

奈良市宅地造成事業の設置等に関する条例（昭和43年奈良市条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（奈良市行政組織条例の一部改正）

2 奈良市行政組織条例（平成13年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条建設部の部分中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

（奈良市特別会計条例の一部改正）

3 奈良市特別会計条例（昭和39年奈良市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

（委任）

4 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平成22年 4 月 5 日揭示済）

規 則

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 4 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第54号

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和41年奈良市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「104,960円」を「104,730円」に、「56,930円」を「56,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,480円」を「52,370円」に、「28,470円」を「28,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

目 次

条 例

○奈良市宅地造成事業の設置等に関する条例を廃止する条例…………… 1

規 則

○奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

告 示

○開発行為に関する工事の完了…………… 2

○一般競争入札の実施（ 2 件 ）…………… 2

○住居番号の設定…………… 4

○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 4

○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 4

○指定管理者の公募…………… 4

○放置自転車等の保管…………… 5

○奈良市営住宅・コミュニティ住宅空家入居者の募集…………… 5

○奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 5

○開発行為に関する工事の完了…………… 6

○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 6

○奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱…………… 6

○徴収事務の委託…………… 6

○放置自転車等の処分…………… 7

監 査

○包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名等…………… 7

○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…………… 7

公 営 企 業

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 8

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出…………… 8

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催…………… 8

農 業 委 員 会

○農地部会の招集…………… 8

条 例

奈良市宅地造成事業の設置等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成22年 4 月 5 日

2 この規則による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第4の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る介護補償の額について適用し、施行日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

（平成22年4月9日揭示済）

告 示

奈良市告示第199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年4月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成21年12月24日 奈良市指令都整開 第09A-33号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成22年4月2日 第1210号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市法蓮町1921番1の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市芝辻町三丁目2-3
今市 喜章

（平成22年4月2日揭示済）

奈良市告示第200号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成22年4月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 処分内容 本市において一般廃棄物最終処分場埋立地(第2工区)から発生する濃縮塩をローリー車（積載量10トン以下）又は同等のものによって吸引により回収運搬し、受託者の所有する一般廃棄物処理施設において適正に処理を行う。
 - (2) 委託名称 濃縮塩運搬処理業務委託
 - (3) 委託期間 平成22年5月1日から平成23年3月31日まで
 - (4) 委託場所 奈良市米谷町地内 土地改良清美事務所 第2工区処理施設内
 - (5) 排出日量 濃縮塩（液状） 約（4 m³）＝4.4トン／日（対水比重1.1）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

- (2) 一般廃棄物処理施設の許可を有する者
- (3) 一般廃棄物処理施設の処理能力を十分に有する者
- (4) 委託期間内において、遅滞なく回収、搬出、処理が可能である者
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではない者

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所
- (2) 日時 平成22年4月5日（月）から同月12日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
なお、発注仕様書は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所 2階会議室
- (2) 日時 平成22年4月22日（木）午後1時30分から

5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札
なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

6 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、入札参加申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて提出してください。
 - ア 会社の実績（一般廃棄物処理の実績）、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を示す書類
 - イ 一般廃棄物処理施設（最終処分場）の設置許可証及び一般廃棄物処分業許可証の写し
 - ウ 回収・搬出・処理するための処理計画書
- (2) 入札参加申請方法
平成22年4月5日（月）から同月12日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に奈良市土地改良清美事務所に(1)の入札参加申請書を1部、添付書類を2部持参して下さい。
- (3) 現場説明会（参加希望者対象）
平成22年4月9日（金）午前11時から奈良市土地改良清美事務所2階会議室及び現場にて実施します。
- (4) ヒアリング

平成22年 4 月15日（木）午前10時から奈良市土地改良清美事務所 2 階会議室にて実施します。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、その者が該当資格を有するかどうか、申請図書等によって審査します。入札参加の決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札に参加できない。

(2) 入札参加者の決定通知

平成22年 4 月16日（金）に入札者の代表者に通知書を発送します。

8 その他

(1) その他詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市興隆寺町170－1

奈良市土地改良清美事務所

電話 0742－63－0318（担当者）

0742－62－2976（事務所）

F A X 0742－62－4670

（平成22年 4 月 5 日揭示済）

奈良市告示第201号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成22年 4 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

(1) 処分内容 本市において一般廃棄物最終処分場埋立地（第 2 工区）から発生するカルシウム汚泥をコンテナ車（積載量10トン以下）により回収運搬し、受託者の所有する一般廃棄物処理施設において適正に処理を行う。

(2) 委託名称 カルシウム汚泥運搬処理業務委託

(3) 委託期間 平成22年 5 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

(4) 委託場所 奈良市米谷町地内 土地改良清美事務所 第 2 工区処理施設内

(5) 排出日量 カルシウム汚泥（脱水ケーキ） 約0.2トン／日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者

(2) 一般廃棄物処理施設の許可を有する者

(3) 一般廃棄物処理施設の処理能力を十分に有する者

(4) 委託期間内において、遅滞なく回収、搬出、処理が可能である者

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中で

ない者

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所 奈良市興隆寺町170－1

奈良市土地改良清美事務所

(2) 日時 平成22年 4 月 5 日（月）から同月12日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

なお、発注仕様書は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

(1) 場所 奈良市興隆寺町170－1

奈良市土地改良清美事務所 2 階会議室

(2) 日時 平成22年 4 月22日（木） 午後 2 時00分から

5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札

(3) 入札書に記名押印を欠く入札

(4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

(5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札

(6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

(7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(8) 入札金額を訂正した入札

(9) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

6 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、入札参加申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて提出してください。

ア 会社の実績（一般廃棄物処理の実績）、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を示す書類

イ 一般廃棄物処理施設（中間処理施設及び最終処分場）の設置許可証及び一般廃棄物処分業許可証の写し

ウ 回収・搬出・処理するための処理計画書

(2) 入札参加申請方法

平成22年 4 月 5 日（月）から同月12日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に奈良市土地改良清美事務所に(1)の入札参加申請書を 1 部、添付書類を 2 部持参して下さい。

(3) 現場説明会（参加希望者対象）

平成22年 4 月 9 日（金）午後 1 時から奈良市土地改良清美事務所 2 階会議室及び現場にて実施します。

(4) ヒアリング

平成22年 4 月15日（木）午前10時から奈良市土地改良清美事務所 2 階会議室にて実施します。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、その者が該当資格を有するかどうか、申請図書等によって審査します。入札参加の決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札に参加できない。

(2) 入札参加者の決定通知
平成22年 4 月16日（金）に入札者の代表者に通知書を発送します。

- 8 その他
- (1) その他詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所
電話 0742-63-0318（担当者）
0742-62-2976（事務所）
F A X 0742-62-4670
(平成22年 4 月 5 日揭示済)

奈良市告示第202号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成22年 4 月 5 日
奈良市長 仲 川 元 庸
次のとおり省略
(平成22年 4 月 5 日揭示済)

奈良市告示第203号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年 4 月 9 日
奈良市長 仲 川 元 庸

	指定介護機関		開設者	変 更 年月日
	名称	所在地		
旧	株式会社三条メディック	奈良県奈良市三条町472	株式会社三条メディック	平成22年 3 月16日
新	株式会社三条メディック	奈良県奈良市大宮町四丁目241-1	株式会社三条メディック	

(平成22年 4 月 9 日揭示済)

奈良市告示第204号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年 4 月 9 日
奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成22年 3 月25日 平成22年 3 月25日
一条訪問介護ステーション	奈良県奈良市西包永町 2		
株式会社一条	奈良県奈良市西包永町 2		
有限会社マイムメディカルサポート	奈良県奈良市三碓六丁目 9－22	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売	平成22年 4 月 1 日 平成22年 4 月 1 日
有限会社マイムメディカルサポート	奈良県奈良市三碓六丁目 9－22	介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成22年 4 月 1 日 平成22年 4 月 1 日

(平成22年 4 月 9 日揭示済)

奈良市告示第205号

奈良市都祁生涯スポーツセンターコート等の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成22年 4 月 9 日
奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市都祁馬場町846番地の5
奈良市都祁生涯スポーツセンターコート
奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場
奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート
奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成22年 7 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市市民活動部文化・スポーツ振興課

(2) 申請期間

平成22年 4 月12日から平成22年 4 月30日まで

(3) 提出書類

奈良市都祁生涯スポーツセンターコート等指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

① 奈良市都祁生涯スポーツセンターコート等指定管理者事業計画書

② 奈良市都祁生涯スポーツセンターコート等指定管理者収支予算書

③ 団体の定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）

④ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類（但し、今年度に結成された団体については不要）

⑤ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

⑥ 団体の役員名簿その他これに類する書類

⑦ 団体及びその代表者が平成20年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

⑧ 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市都祁生涯スポーツセンターコート等指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市市民活動部文化・スポーツ振興課

電話 0742-34-4862

(平成22年 4 月 9 日揭示済)

奈良市告示第206号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成22年 4 月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年 4 月12日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288- 1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表

(平成22年 4 月12日揭示済)

奈良市告示第207号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成22年 4 月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成22年 4 月13日揭示済)

奈良市告示第208号

奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年 4 月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱（平成18年奈良市告示第239号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「奈良市既存木造住宅小規模耐震改修工事補助金交付要綱」を「奈良市既存木造住宅小規模耐震改修工事補助金交付要綱を廃止する告示（平成22年奈良市告示第92号）による廃止前の奈良市既存木造住宅小規模耐震改修工事補助金交付要綱」に改める。

附 則

この告示は、平成22年 4 月14日から施行し、この告示による改正後の奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第 2 条の規定は、平成22年度以後の予算に係る補助金

から適用する。
(平成22年 4 月14日揭示済)

奈良市告示第209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年 4 月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成22年 3 月31日 奈良市指令都整開 第09A－45号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成22年 4 月14日 第1211号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市二名三丁目1139番の一部、1142番、1143番の一

部、1144番の一部、1145番、1145番 2、1146番 1 の一部、1147番、1148番、1151番 1、1151番 5 及び4676番の一部並びに二名七丁目4677番 2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市二名三丁目1151番地 1

社会福祉法人奈良苑

理事長 松田末作

(平成22年 4 月14日揭示済)

奈良市告示第210号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の 2 の規定により告示します。

平成22年 4 月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
あすならホーム富雄	奈良県奈良市鳥見町三丁目11－1	居宅 通所介護 居宅 短期入所生活介護 介護予防 短期入所生活介護 居宅介護支援事業（介護計画作成） 介護予防 通所介護	平成22年 4 月 1 日
社会福祉法人協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木160－7		平成22年 4 月 1 日
株式会社ケアプラス ケアプラス奈良	奈良県奈良市杉ヶ町35－2 中田ビル201		平成22年 4 月 1 日
株式会社ケアプラス	京都府京都市下京区五条通堀川東入中金仏町215ヴィルヌーブ堀川五条303		平成22年 4 月 1 日

(平成22年 4 月14日揭示済)

奈良市告示第211号

奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年 4 月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱（平成18年奈良市告示第58号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会設置要綱

第 1 条中「奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会」を「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」に改める。

第 2 条第 1 号及び第 2 号中「奈良市ごみ焼却施設移転建設計画」を「奈良市クリーンセンター建設計画」に改める。

第 5 条第 1 項中「1 人」を「2 人以内」に改め、同条第 3 項中「その」を「委員長があらかじめ指名した副委員長がその」に改める。

第 9 条中「環境清美部施設移転推進室」を「施設課」に改める。

附 則

この告示は、平成22年 4 月15日から施行する。

(平成22年 4 月15日揭示済)

奈良市告示第212号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、次の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成22年 4 月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市西木辻町44番地の1 アスカ美装株式会社 奈良支店 代表取締役 森脇 信之	奈良市北部出張所駐車 場使用料

- 2 委託の期間
平成22年 4 月 1 日から平成22年 4 月30日
(平成22年 4 月15日揭示済)

奈良市告示第213号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成22年 4 月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成22年 4 月30日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成22年 1 月 8 日、同月12日、同月14日、同月18日から同月20日まで、同月22日、同月24日、同月26日、同月27日及び同月29日。
(平成22年 4 月15日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第10号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成22年 4 月14日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中和田 守
同 北 良 晃
同 山 中 益 敏

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
武 田 宗 久
大阪府河内長野市美加の台 6 丁目22番14号
板 戸 史 朗
大阪府大阪市北区天満 4 丁目 6 番 7 号
小 林 誠
兵庫県明石市西明石町 3 丁目15番 5 号

倉 本 正 樹
兵庫県西宮市津門大箇町 6 番26-301号
矢 木 勇 二
兵庫県西宮市段上町 2 丁目 6 番 6 号

- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成22年 4 月19日から平成23年 3 月31日まで
(平成22年 4 月14日揭示済)

奈良市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成22年 4 月14日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中和田 守
同 北 良 晃
同 山 中 益 敏

保育課（保育園及び旧放課後児童施策課分を含む。）

監査結果公表日 平成20年 6 月 6 日（奈良市監査委員告示第13号）

措置結果通知日 平成22年 3 月31日

【監査の結果】	【措置の内容】
保育課 (1) 保育業務システムプログラム保守委託において、契約保証金を免除しているにもかかわらず契約書にその旨の記載がなかった。 契約保証金は、奈良市契約規則第20条第1項第5号において契約書の必要な記載事項として規定されているので明記されたい。	保育課 (1) 保育業務システムプログラム保守委託における契約書については、改善措置を講じ、奈良市契約規則による契約保証金についての記載を明記した。
保育園 京西保育園 保育園で収納した民生費負担金（保育料）は、保育課が指定した保育料専用通帳に一時的に保管し、指定金融機関に払い込むことになっている。しかし、京西保育園で収納した 9 月から11月までの保育料は、3 か月の間専用通帳に保管され、まとめて指定金融機関に払い込まれていた。 奈良市会計規則第9条に基づき速やかに払い込みされたい。	保育園 京西保育園 保育園で収納した保育料の扱いについては、速やかに払い込みを行うよう全保育園に対して改善指導を行った。
放課後児童施策課 民生使用料（バンビーホーム児童育成料）の滞納繰越分	放課後児童施策課 滞納整理課と連携しながら、バンビーホーム児

の収入未済額は増加している。滞納者に対し納付催告するとともに、納付困難者には分納誓約をとられたい。また、再三の納付催告に応じない滞納者については、法的措置をとられたい。

童育成料の滞納者に対する催告文書について見直しを図り、催告に応じない場合は法的措置も検討することを明示した。

(平成22年 4 月14日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第11号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年 4 月 2 日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名称	代表者氏名	所 在 地	指定日
村井設備	村井 克好	奈良市五条畑二丁目 8 番16号	平成22年 3 月30日

(平成22年 4 月 2 日揭示済)

奈良市水道局告示第12号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 7 条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年 4 月 2 日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名称	代表者氏名	所 在 地	届出日
株式会社 森下工務店	代表取締役 森下 里子	奈良市都祁友田町 196－ 3	平成22年 3 月31日

(平成22年 4 月 2 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 9 号

平成22年 4 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成22年 4 月 7 日

奈良市教育委員会
委員長 植 松 滋 子

1 日 時

平成22年 4 月13日（火）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成21年度「30人学級」保育・授業実践事例集について

(2) 個人情報部分訂正決定処分に対する審査請求について

(3) 奈良市地域学校連携推進委員会委員の委嘱又は任命について

議 事

議案第 3 号 人事について

議案第 4 号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
3 月～ 4 月

傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時50分までで、定員 5 名になり次第締め切ります。

(平成22年 4 月 7 日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 9 号

奈良市農業委員会平成22年 4 月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成22年 4 月 7 日

奈良市農業委員会
農地部会長 右 原 正 卓

1 日時

平成22年 4 月14日（水） 午後 1 時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 北棟 6 階 第22会議室

3 審議案件

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第 3 条、第 4 条及び第 5 条に関する許可申請及び届出について

(2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について

(3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(4) 農地法第18条第 6 項の規定による通知の受理について

(5) 水田利用転換届出について

(6) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について

(7) 知事許可について（3 月許可分）

(8) 非農地証明について（3 月分）

(平成22年 4 月 7 日揭示済)